

告示第 6 号

太子町生活応援商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 月 22 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町生活応援商品券事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰により経済的影響を受けた住民の生活を支援するため、全町民に太子町生活応援商品券（以下「商品券」という。）を配布することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型店 売場面積が 1,000 m²を超える小売店
- (2) 一般商店 売場面積が 1,000 m²以下の小売店とその他の業種

(配布対象者)

第 3 条 商品券の配布対象者（以下「配布対象者」という。）は、令和 8 年 1 月 1 日において、本町の住民基本台帳に記録されている者とする。

(商品券の額等)

第 4 条 商品券の額は、町民 1 人につき 7,000 円とする。

- 2 前項の商品券 1 枚あたりの券面記載額は 1,000 円とし、7 枚を 1 組として配布する。
- 3 商品券は、大型店・一般商店で使用できる共通券（以下「共通券」という。）と一般商店で使用できる専用券（以下「専用券」という。）の 2 種類とし、前項の 1 組の内訳は、共通券が 4 枚、専用券が 3 枚とする。

(配布方法)

第 5 条 商品券の配布方法は、配布対象者及び住所等を掲載した配布対象者リストを作成し、これに基づき、世帯ごとに郵送で配布するものとする。

- 2 配布対象者へ郵送した商品券が宛先不明若しくは受取を拒否されて返送された場合は、使用期間は保管し、配布対象者が名乗り出た場合に配布する。

(商品券の使用期間)

第 6 条 商品券の使用期間は、令和 8 年 4 月 27 日から令和 8 年 7 月 31 日までと

する。

2 使用期間を経過した商品券は無効とする。

(損失等の責務)

第7条 町は、配布対象者が商品券を受領した後の紛失及び滅失、盗難等の責務は負わないものとする。

(商品券の使用)

第8条 商品券は、太子町内の商品券取扱店舗（以下「取扱店」という。）が取り扱う商品、サービス等について使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する取引等については、使用することができない。

(1) 現金への換金

(2) ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いものの購入

(3) たばこの購入

(4) 税金、振込手数料、公共料金等（電気、水道料金等）への支払

(5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品への支払

(6) 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払

(7) 出資及び債務の弁済

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に関する支払

3 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

4 商品券の券面記載額の合計が取引等の対価を上回る場合は、取扱店から当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。

5 共通券は、全ての取扱店で使用でき、専用券は、一般商店の取扱店でのみ使用できるものとする。

(取扱店の登録等)

第9条 取扱店の登録を希望する事業者は、取扱店登録申請書を町長に提出し、登録認定を受けなければならない。

2 前項の規定により取扱店として登録することができる者は、町内に事業所、店舗等を有する事業者とする。

(取扱店の責務)

第10条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取引等において、商品券の受取を拒んではならないこと。ただし、商品券が破損、汚損等をし、その程度が大きい場合は、この限りでない。

(2) 第8条第2項に規定する取引等を行ってはならないこと。

(3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(4) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。

(5) その他町長が定める事項

2 町長は、取扱店が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金)

第11条 町は、商品券が使用された場合は、取扱店に対し、その券面記載額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱店は、町に、取引等において使用された商品券及び換金請求書を提出するものとする。

3 換金の方法は、取扱店の預金口座への振込により行い、口座振込は、別に町が指定する日までに、提出を受けた商品券について行う。

4 第2項の規定による商品券及び換金請求書の提出は、令和8年8月17日までに行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。